

第3回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和7年3月5日（水）午後1時25分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 富 沢 誠 司	2番 星 野 広 之
3番 都 所 一 郎	4番 遠 藤 由理子
5番 阿 部 喜一郎	6番 阿 部 純 子
7番 木 内 和 男	8番 生 方 大 助
9番 小 林 秀 一	10番 小 林 喜久代
11番 金 井 繁 行(会長)	12番 高 井 人 士
13番 千 明 忍	14番 赤 石 初 雄
15番 小 林 由喜子	

・欠席

なし

・遅刻

7番 木 内 和 男

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局次長兼農地係長	生 方 和 明
主 査	宮 下 和 哉
主事補	石 坂 万 陽

・ 会議の概要

事務局次長

1. 開会前 午後 1 時 2 5 分

定刻前ですが皆さんお揃いですので始めさせていただきます。

また、事務局長ですが、本日議会对応のため欠席となっておりますので、代わりに進行させていただきます。

開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。

本日の会議に、7 番 木内和男委員から遅刻の届出がございました。

在任委員 1 5 名中、本日の出席委員は 1 5 名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。

はじめに、金井会長よりご挨拶をいただき引き続き進行をお願いいたします。

議長
(金井会長)

2. 開会及び会長あいさつ 午後 1 時 2 6 分

3. 議事録署名委員の指名について 午後 1 時 2 7 分

まず、議事録署名人の指名を行います。沼田市農業委員会会議規則により、議長において 2 番 星野広之委員、3 番 都所一郎委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

4. 諸般の報告 午後 1 時 2 7 分

議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。

下記について報告

(1)制限除外の農地移動について

(2)農地法関係許可取消願について

(3)農地法第 3 条の 3 の規程による届出について

これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。

5. 付議事件 午後 1 時 3 0 分

議長

議案第 7 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお８番の案件は農業委員会等に関する法律第３１条の規程による議事参与の制限に当たりますので、始めに８番を除いて審議を行います。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

議案説明 ９件

議長

(議案内容説明)

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご意見・ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず１番

２番

３番

４番

５番

６番

７番

９番

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第７号については、８番を除いて、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第７号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」は、８番を除いて申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

続きまして、８番の案件の審議に入りますが、議事参与の制限に当たりますので、１５番 小林由喜子委員の退席を求めます。

(1 5 番委員退席)

議長 それでは、8 番の案件について審議を行います。議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご意見・ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

8 番

無いようですので、お諮りいたします。
議案第 7 号の 8 番の案件については、申請のとおりこれを認めることに
ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 7 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の 8 番の案件は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。
ここで、1 5 番 小林由喜子委員の入室を認めます。

(1 5 番委員入室)

議長 次に議案第 8 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1 件

事務局員 (議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対してご意見ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 8 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 8 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第 9 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 9 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 9 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

次に議案第１０号「農地法第５条第１項の規程による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明　１０件

事務局員　（議案内容説明）

議長　説明が終わりました。審議に入ります。ここで、提出された９番の案件については、７番　木内和男委員が現地確認をしておりますので報告をお願いします。

事務局次長　７番委員から、自分が間に合わなかった場合に代わりに報告してほしいとのことで依頼されておりますので報告させていただきます。９番の案件については、一時転用のため特に問題ないとのことで、その旨報告させていただきます。

議長　ただいまの報告についてご意見・ご質問等ございましたら手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので審議に入ります。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず１番

２番

３番

４番

５番

６番

７番

議長　この持分は結構珍しいと思うのですが、これは本人が決めているのでしょうか。

事務局員

当事者が自分で決めているものになります。

議長

わかりました。

続きまして 8 番

9 番

10 番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 10 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 10 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第 11 号「営農型太陽光発電に係る農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。ただいまの説明に対してご意見・ご質問等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 11 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 11 号「営農型太陽光発電に係る農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第 12 号「営農型太陽光発電に係る農地法第 5 条第 1 項及び農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 3 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

なお、各案件の農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請が許可された場合に許可となります。

それでは、ただいまの説明に対してご意見・ご質問等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず 1 番

2 番

3 番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 12 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 12 号「営農型太陽光発電に係る農地法第 5 条第 1 項及び農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第 13 号「農地に該当しないことの証明願について」を議題と

いたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1 件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ここで、提出された案件につきましては、9 番 小林秀一委員、
10 番 小林喜久代委員が現地調査をしておりますので報告をお願いします。

9 番委員 先日現地調査を行いました。現地は農地に該当しないとまでは言えないと思いました。今回議案として提出されましたが、個人的には証明できないのではないかと思います。

10 番委員 土地が狭小で農地として利用するのは難しいかと思います。ですが、周辺に樹木はありますが、現地は山林化している状況にはないので、証明は難しいかと思います。

議長 ありがとうございます。ただいまの説明に対してご意見・ご質問等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長 無いようですので審議に入ります。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長 ここは、昔は桑畑だったのですかね。

9 番委員 恐らくそうかと思います。土地を処分する意向があるようですが、この方法では難しいと思います。

議長 そうなると、農地に該当しないことの証明願ではなくて、農地法の申請を行うべきということですね。

9番委員	そのほうが良いかと思います。
事務局次長	よろしいでしょうか。
議長	どうぞ。
事務局次長	現地は荒れている状況ですし、立地的に耕作も難しい場所かとは思いますが、証明できるほどの状況ではないかと思います。 地元の状況もあるかと思いますが、ここで証明すると前例として記録されますので、慎重に判断する必要があるかと思います。
議長	皆さんいかがでしょうか。ここは証明しないと判断すべきでしょうか。
4番委員	ここで決めることができるのは、証明するかしないかのどちらかですね。その先については、事情があるとしてもこちらでは干渉できないので、証明の可否についてのみを議論すべきかと思います。
議長	皆さんの意見を踏まえると、今回の願出については、証明できないと決定すべきですかね。
9番委員	その判断で良いかと思います。
議長	それではお諮りいたします。 議案第13号については、証明しないと判断することにご異議ございませんか。 （異議なし） 「異議なし」と認めます。 よって、議案第13号「農地に該当しないことの証明願について」は、証明しないことと決定いたします。 次に議案第14号「農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。 議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。ただいまの説明に対してご意見・ご質問等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第14号は、計画案のとおり、これを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第14号「農用地利用集積計画(案)について」は、計画(案)のとおりこれを決定し、市長に回答いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後2時48分

6. 協議事項

(1) その他

7. 連絡事項

- (1) 令和7年度総会日程表について
- (2) 目標地図(案)について
- (3) 全国農業新聞に係る普及奨励金について
- (4) 行事予定について
- (5) その他

8. 閉 会

終了 午後3時26分